

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第 23 条 火消しつばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第 19 条第 1 項第 1 号から第 9 号まで（第 7 号を除く。）の規定を準用する。(う)(ら)

【解説】

- 本条は、いわゆる火消しつばについて規定したものである。
- 1 「火消しつば」は、本来密閉することにより、空気の供給を断ち火を消す器具であるから、故障、破損したものでは、その目的を達することができないばかりか、かえって火災危険が生ずる。また、ある程度の温度上昇は生ずるので、可燃物から安全な距離をとること及び可燃性のガス等に対し引火源となることを避けることが必要である。したがって、第 19 条の規定のうち、第 1 項第 1 号から第 9 号まで（第 7 号を除く。）の規定を準用している。
- 2 火消しつばを含む火気器具等の可燃物等からの離隔距離の規定は第 18 条の 3 に統合されているが、火消しつばの可燃物等からの離隔距離は、別表第 3 の「移動式こんろ（液体燃料）」の項目を準用することとなる。

表 23-1

移動式 こんろ	液体 燃料	不燃以外	6 キロワット以下	100	15	15	15
		不燃	6 キロワット以下	80	0	-	0
	固体燃料		-	100	30	30	30